

生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正  
する規則

生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和59年4月  
生駒市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○お問い合わせ先 下水道課業務係（内線523）

文書課法制係（内線269）